

危険物安全週間が実施されます

6月5日(日)から11日(土)まで、危険物安全週間が実施されます。危険物(ガソリン、灯油、消毒用アルコールなど)が絡む事故、火災を起こさないよう、取り扱いには十分注意しましょう。

令和4年度 危険物安全週間推進標語

『一連の 確かな所作で 無災害』

※今年度のモデルは、全日本弓道選手権優勝者の村川 春圭さんです



▶灯油用プラスチック容器にガソリンを入れない
灯油用プラスチック容器にガソリンを入れることは極めて危険であり、消防法令により禁止されています。基準に適合した「金属製容器(ガソリン携行缶)」でなければなりません

▶ガソリン携行缶使用時の注意

- ・周囲の安全を確認
- ・フタを開ける前に機械類のエンジンを停止し、携行缶のエア抜きをする
- ・高温の場所に置かない

▶ガソリンを携行缶で販売・購入する場合の注意

次の項目が義務付けられています

- ・本人確認
- ・使用目的の確認
- ・販売記録の作成(販売する場合)

▶消毒用アルコールを使用する時の注意

消毒用アルコールは火気に近づけると引火しやすいため、火気の近くで使用しない

▶問い合わせ先 島原地域広域市町村圏組合消防本部 予防課 (☎ 62-5857)

防火管理新規講習会

防火管理者とは、多数の人が利用する建物などの「火災等による被害」を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務(防火管理業務)を計画的に行う責任者を言います。

防火管理者として、必要な資格を取得するための講習を下記の通り実施します。

- ▶開催日時 7月21日(木)9時50分～16時50分
7月22日(金)9時50分～15時55分
- ▶開催場所 島原文化会館
- ▶講習料金 8000円
- ▶募集定員 90名
- ▶申込期間 6月7日(火)～14日(火)
- ▶申込方法 (一財)日本防火・防災協会ホームページから申し込んでください
- ▶問い合わせ先 島原地域広域市町村圏組合消防本部 予防課 (☎ 62-5857)



▲申し込みはコチラから



防火管理制度

命と財産を守るために

消防法では、防火対象物の管理について権限を有する者に、防火管理者を定め、消防計画を作成させ、消防計画に基づく防火管理上必要な業務を行わせるよう義務付けています。選任した防火管理者及び消防計画を所轄の消防長・消防署長に届け出る義務があります。

(消防法第4条、消防法施行令第1条の2、第3条、第5条の2、消防法施行令第3条、第5条の2)

管理権原者の責務

- 防火管理の最終的な責任者です。(建物所有者、事業主など)
- 防火管理者に消防計画を作成させ、防火管理業務を指示、監督します。(防火管理者の選任・届出)

防火管理者の責務

- 防火管理業務の推進者です。
- 消防計画を作成し、防火管理業務を行います。



防火管理者を選任していない又は防火管理業務を適正に実施していない

消防法令に基づく命令や罰則の対象となります。